

1 5 陸上輸送により夢洲基地へ搬入する陸上土砂の  
取扱要領

## 陸上輸送により夢洲基地へ搬入する陸上土砂の取扱要領

### 1. 目的

この要領は、公共工事により発生する建設発生土の処理の取り扱いについて必要な事項を定め、工事施工の適正化を図ることを目的とする。

### 2. 土砂搬入年次計画

設計担当は、大阪市建設局よりの依頼時期に、次年度の建設発生土予定数量調査表（様式－1）を大阪市建設局へ提出すること。

### 3. 搬入手続

(1) 各監督担当は、建設発生土受入に係る土質検定試験書等提出要領（別紙－8）にならって、大阪港湾局長あて建設発生土の受入について（依頼）（様式－5）（以下「受入依頼書」という。）を提出し、建設発生土の受入について（承認）（別紙－9）（以下「受入承認書」という。）を受取ることにより、土砂搬入の承認を得ること。

(2) 監督職員は、土砂搬入に先立ち次の手続きを行うこと。

ア 仮置き場等の設置により、搬入ルートが変更となる場合は、大阪港湾局長あて建設発生土の受入について（再依頼）（様式－5（2））を提出し、建設発生土（陸上残土）仮置き場設置について（承認・再依頼分）（別紙－10）を受取ることにより、土砂搬入の承認を得ること。

イ 受注者（現場代理人）から、土砂搬入（許可証・車両登録依頼書）交付申請書（様式－3）及び土砂搬入車両登録予定一覧表（様式－4）を提出させること。

ウ 土砂搬入通知書並びに土砂検査搬入許可証発行依頼書（入力シート）（別紙－1）（以下「入力シート」という。）をメールにより夢洲基地に送信し、受信通知書を受けすること。

なお、入力シート内に受入承認書の発行番号及び受取り場所（大阪港湾局又は夢洲基地）を記入すること。

注：委任状により、受注者（現場代理人）に代行させる場合は、夢洲基地での受取りになるので注意すること。（※大阪港湾局での受取りは不可。）

エ 許可証は、土砂搬入許可証受領書（様式－6）を作成し、舞洲基地より土砂搬入登録完了通知書が、メール受信されてきた後、受取場所（大阪港湾局又は夢洲基地）へ土砂搬入登録完了通知書と合わせて提出し、受領すること。ただし、監督職員が受領できない場合は、委任状（様式－6）により、受注者（現場代理人）に代行させることができる。

#### 4. 受注者（現場代理人）への交付

監督職員は、受注者（現場代理人）から許可証及び車両登録依頼書（様式-7）（以下「車両登録依頼書」という。）の請求があった時は、工事工程表を確認し、その必要分だけの、土砂搬入（許可書・車両登録依頼書）受領書（様式-8）を提出させ、交付し、工事別土砂搬入許可書・車両登録依頼書管理簿（様式-10）を用いて交付状況等を管理すること。

（注：許可証、及び車両登録依頼書は、当該工事のみ有効であり、他の工事との流用・転用・混用はできない。）

#### 5. 土砂搬入車両の許可証への登録

受注者は、監督職員から交付を受けた許可証及び車両登録依頼書により、各搬入車両の初回搬入時に夢洲受付ブースにて登録を受けること。

#### 6. 土砂搬入許可証管理報告者及び工事用残土搬入集計表

監督職員は、現場代理人より土砂搬入許可証管理報告者（様式-9）及び建設発生土搬入集計表（様式-11）を提出させ、大阪市建設局から送付する大阪港湾局発行の資料と照合すること。

#### 7. 土砂搬入変更手続

受注者から、土砂搬入変更申請書（様式-12）による申請があった場合は、土砂搬入通知書並びに土砂検査搬入許可証発行依頼書変更用（入力シート）（別紙-2）をメールにより夢洲基地に送信し、受信通知書を受けること。以後は当初手続と同様に行うこと。

#### 8. 許可証及び車両登録依頼書の紛失時の処理

監督職員は、許可証及び車両登録依頼書の紛失の事故が発生した場合は、直ちに夢洲基地に連絡し、使用停止の措置をとること。また、速やかに受注者より紛失届（様式-13）を提出させ、夢洲基地へ土砂搬入許可証紛失届（様式-20）を提出すること。

#### 9. 許可証及び車両登録依頼書の返納

受注者は、工事完了又は一時中止により、許可証及び車両登録依頼書の使用が不必要になった場合には、交付を受けた許可書（使用済・未使用）及び車両登録依頼書（未使用）を、土砂搬入完了等報告及び土砂搬入（許可書・車両登録依頼書）返納書（様式-14）（以下「完了等報告及び返納書」という。）にて速やかに監督職員へ返納すること。

#### 10. 工事完了後の大阪港湾局長への通知

監督職員は、工事が完了して土砂搬入の必要がなくなった場合は、受注者より許可証（使用済・未使用）・車両登録依頼書（未使用）と合わせて完了等報告及び返納書を提出させ、速やかに土砂搬入完了通知書（様式-15）を夢洲基地へ提出し、土砂搬入完了通知書（別紙-3）を受取ること。

なお、大阪港湾局長 への通知は、監督職員の指示により、受注者（現場代理人）に代行させることができる。

#### 11. 搬入土砂の受入基準

- (1) 大阪市の公共工事等により発生するもので、次の基準に適合するもの
  - ア 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に定める廃棄物に該当しないこと
  - イ 建設発生土の物理性状と化学性状に係る受入基準に適合すること  
「建設発生土の物理性状と化学性状に係る受入基準」・・・(別紙-7) のとおり
- (2) 前項に定める基準に適合することを土質検定試験書等の書面により証するもの  
「建設発生土受入に係る土質検定試験書等提出要領」・・・(別紙-8) のとおり
- (3) 改良土（軟弱土砂を改良したもの）は、上記2項の基準に適合するとともに、次の基準を満たすものとする。ただし、事前協議を要する。
  - ア 固結して地中障害とならないこと
  - イ 再掘削した改良土が産業廃棄物とならないこと
- (4) 建設発生土の搬入に際し、工事施工区域外で仮置きする場合は、仮置きによる搬入土砂の土壤汚染を防止するとともに、事前協議のうえ、仮置き場の設置について受入依頼書に明記すること。また、工事場所（仮置き場も含む）から夢洲基地までの搬入ルートを一紙報告書のとおり添付すること。

#### 12. 土砂搬入受入時間

- (1) 土砂の搬入時間は、  
午前8時～午前12時  
午後1時～午後5時 とする。  
ただし、日曜日、祝日、年末年始、その他大阪港湾局が設定する日は搬入できない。

#### 13. 夜間搬入手続

- (1) 夜間に搬入する場合は、夜間搬入手続マニュアル（別紙：大阪港湾局版）に従い、受注者（現場代理人）より、一週間前の午後3時までに、夜間搬入連絡通知書（入力シート）（様式-17）を用いて、夢洲基地にメールにて送付のうえ、搬入すること。  
ただし、夢洲基地への連絡時に監督職員へも、メールのCCを用いて同時送信をすること。
- (2) 例外的取扱い
  - ア 通常の手続日以降（搬入日の一週間前以降、当日の午後3時までの間）に夜間搬入がある場合は、夢洲基地に電話連絡をし、受入可能となった場合は、速やかに夜間搬入連絡通知書（入力シート：追加）（様式-18）を用いて、メールで依頼すること。
  - イ 通常の手続後に、搬入車両台数に変更が生じた場合は、速やかに夜間搬入連絡通知書（入力シート：台数変更）（様式-19）を用いて、メールで依頼すること。
- (3) 夜間の搬入時間は、  
午後10時～翌日午前5時 までとする。

ただし、日曜日、祝日、年末年始、その他大阪港湾局が設定する日は搬入できない。

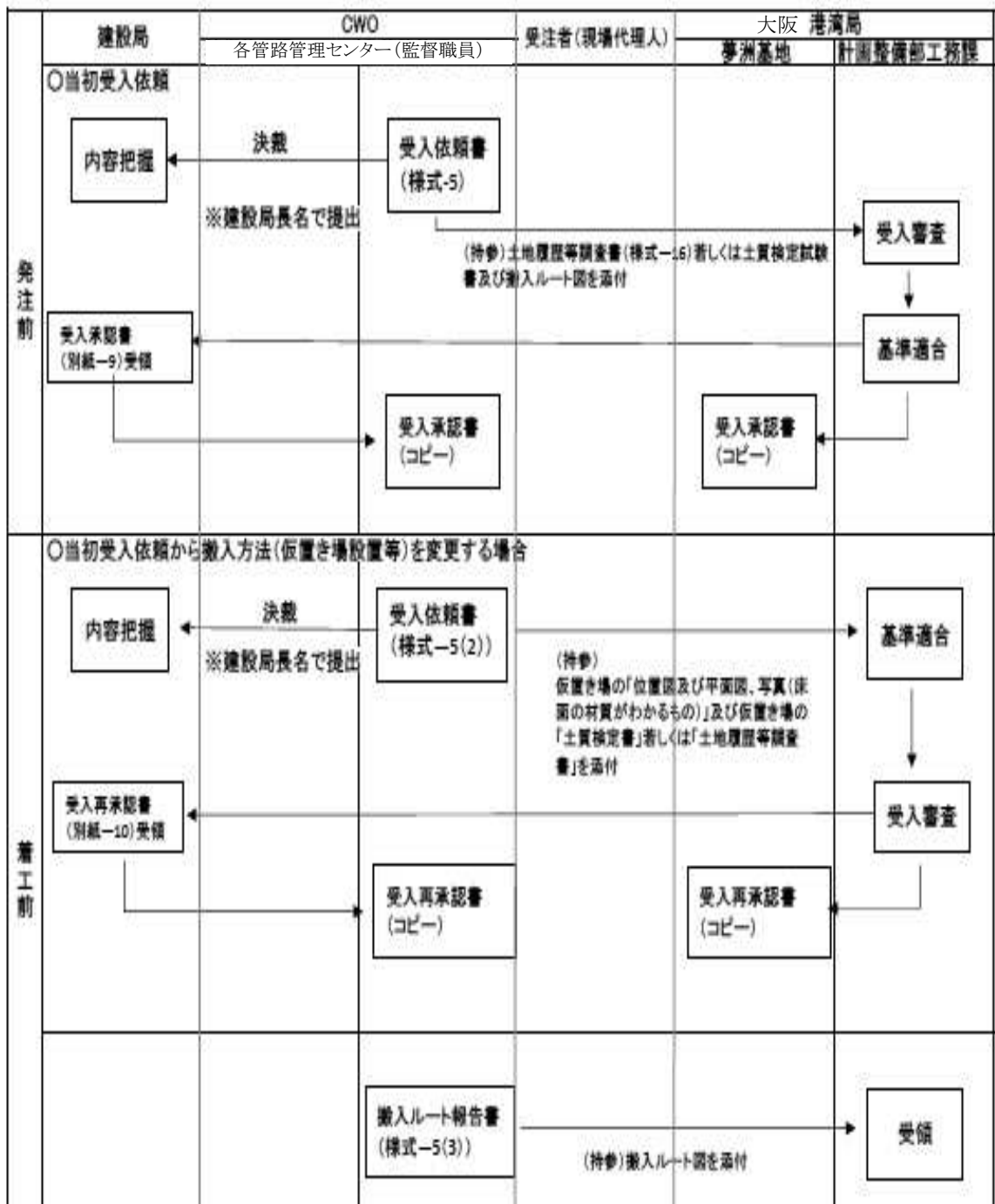
#### 14. 夢洲基地内の通行条件

- (1) 夢洲基地内は、時速 20km を厳守し、通路上は駐車をしないこと。
- (2) 夢洲基地内から、一般道路に出る前には、設置されている洗車プールを必ず利用し、一般道路を土砂等で汚さないよう注意して通行すること。万一、汚した場合は責任を持って処理すること。
- (3) 夢洲基地内で事故を起こした場合は、速やかに夢洲警備員に報告すること。
- (4) 当社は、夢洲基地内の通路上で起きた事故については、一切責任を持ちません。
- (5) その他、夢洲基地での指示事項に従い通行すること。

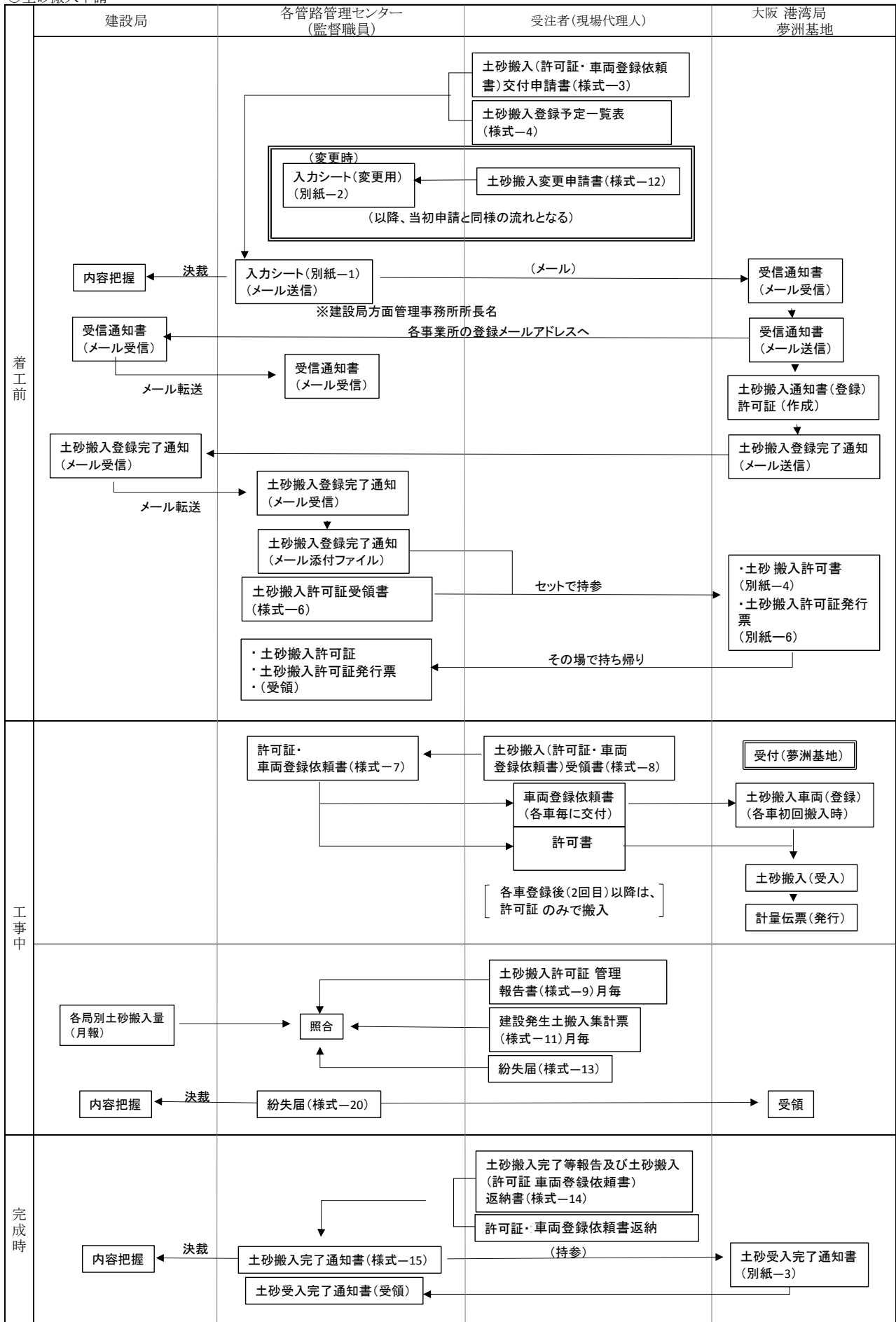
#### 15. 附 則

- (1) 本要領は、委託工事並びに直営工事による土砂の搬入についても適用する。
- (2) 各設計担当者は、設計精算数量及び土砂搬入量を確認し、残土処分費についても十分把握しておくこと。
- (3) 本要領は、令和3年4月1日より、夢洲基地へ土砂搬入する工事に適用する。

16. 土砂搬入事務手順フロー



○土砂搬入申請



17. 土砂搬入に伴う大阪港湾局の事務分担及び所在地

業務案内		担 当		住 所
		夢洲基地	大阪港湾局	
書 類 手 続	建設発生土の受入れについて (様式-5・5(2)・5(3))	-	○	<p>[夢洲基地] 所在地：此花区夢洲東1-7 連絡先については別紙連絡先のとおり</p> <p>[大阪港湾局] 大阪港湾局計画整備部工務課 所在地：住之江区南港北2-1-10 ATCビル ITM棟10階 TEL 06-6615-7795</p>
	入力シート(変更含む) (別紙-1・2)	○	-	
	土砂検査搬入許可証受領書 (様式-6)	○	※○	
	土砂搬入車両登録依頼書 (様式-7)	○	-	
	土砂搬入完了通知書 (様式-15)	○	-	
連 絡 指 導	土砂受付業務上の業者指導	○	-	※受注者(現場代理人)に代行させる場合は不可。
	夜間搬入の連絡受付	○	-	



## 18. 通告書について

### (1) 目的

平成11年度に改正された搬入土砂の受入基準徹底のため、受入側の対策の一環として行うものである。

### (2) 内容

- ア 夢洲基地の受付ブース及び直投場において、明らかに受入基準が守られていないと認められるダンプについては、通告書を交付し、注意を促すと共に、悪質なものについては、持ち帰りを要求する。
- イ 3枚複写の通告書の内、1枚（見本－1）は夢洲基地が保管し、残る2枚はダンプ運転手、現場代理人を通じて監督職員に届く。
- ウ 監督職員は、業者指導を行うと共に、通告書の1枚（見本－2）を保管し、残る1枚の報告書（見本－3）を企画部工務課に送付する。
- エ 夢洲基地は、交付した通告書を企画部工務課にFAXにて送付する。
- オ 大阪市建設局は、報告内容を確認した後、必要に応じて監督職員に業者指導の強化を要請する。
- カ 大阪市建設局は、ダンプ運転手、現場代理人から監督職員に通告書が届いていないと思われる場合（夢洲基地からFAXが届いているにもかかわらず、監督職員から報告書が送られてこない場合）は、監督職員に報告する。

※通告書のフローは、別紙のとおり。



# 通 告 書 No.

局・事業所番号  
様

大阪港湾局  
夢洲基地  
TEL

- 受入基準外の混入物がありましたので受入出来ません。  
受入基準外の混入物がありましたので引き取り処理してください。  
受入基準外の混入物が一部ありましたので改善してください。

許可番号 \_\_\_\_\_ 記

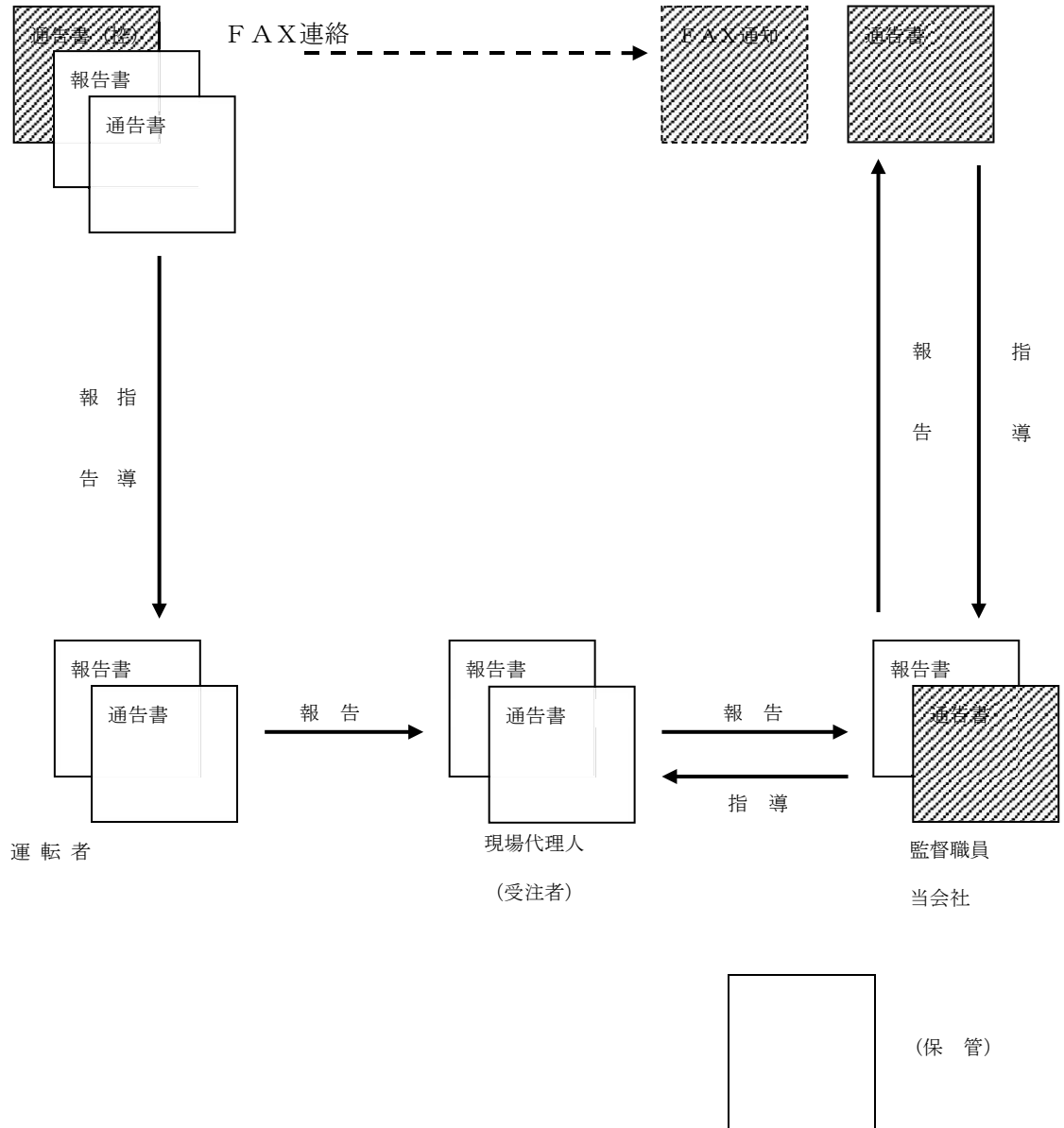
日 時	令和 年 月 日 時 分
工 事 番 号	
車 両 番 号	
受 入 基 準 外 の 混 入 物	1) 15cm以上の石 2) 産業廃棄物 ( コンクリート破片、アスファルト破 片、レンガ破片 その他 ) 3) 有害物質 (異臭等) 4) その他 ( )
通 信 欄	<hr/> <hr/>



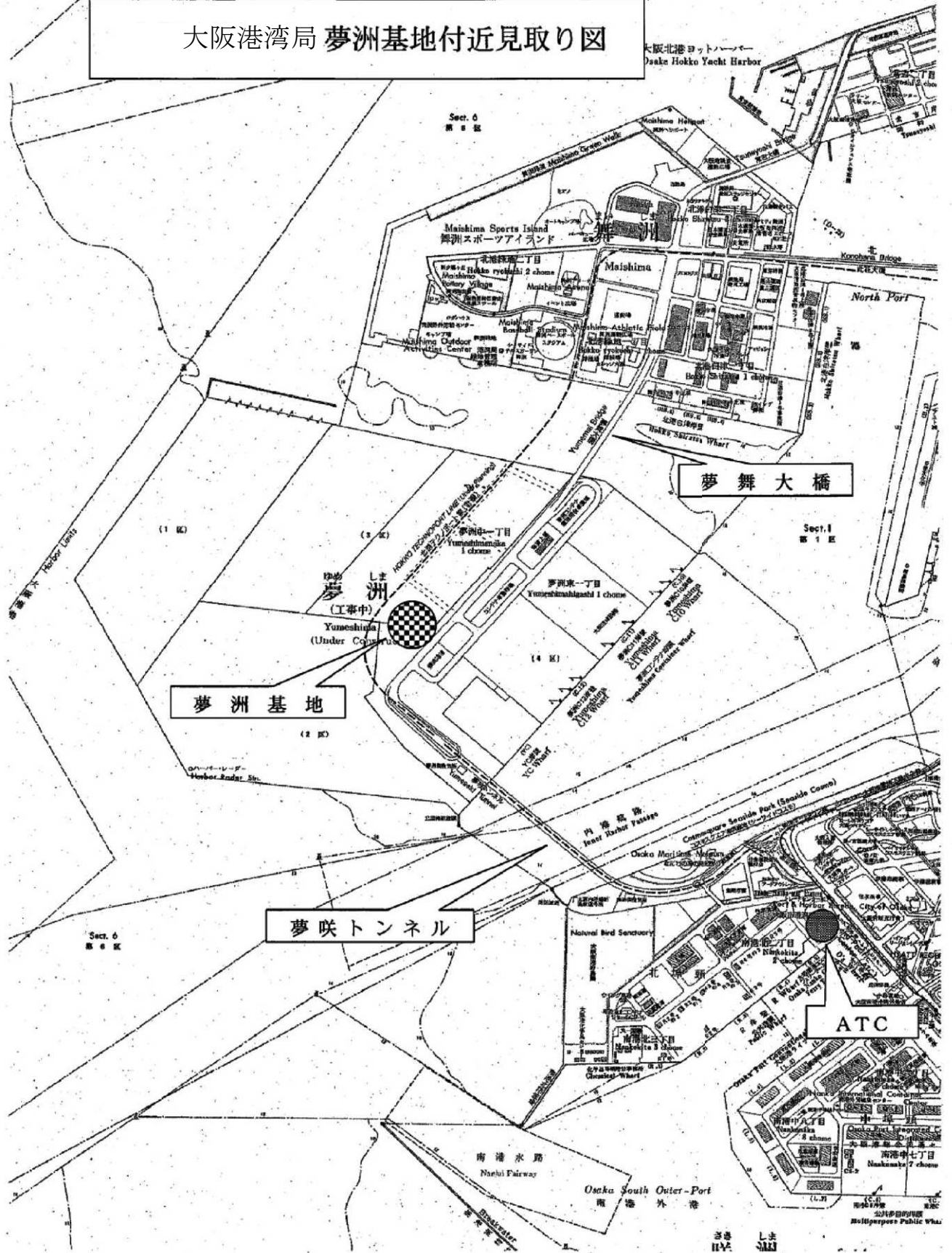
○通告書のフロー

大阪港湾局(夢洲基地)

建設局

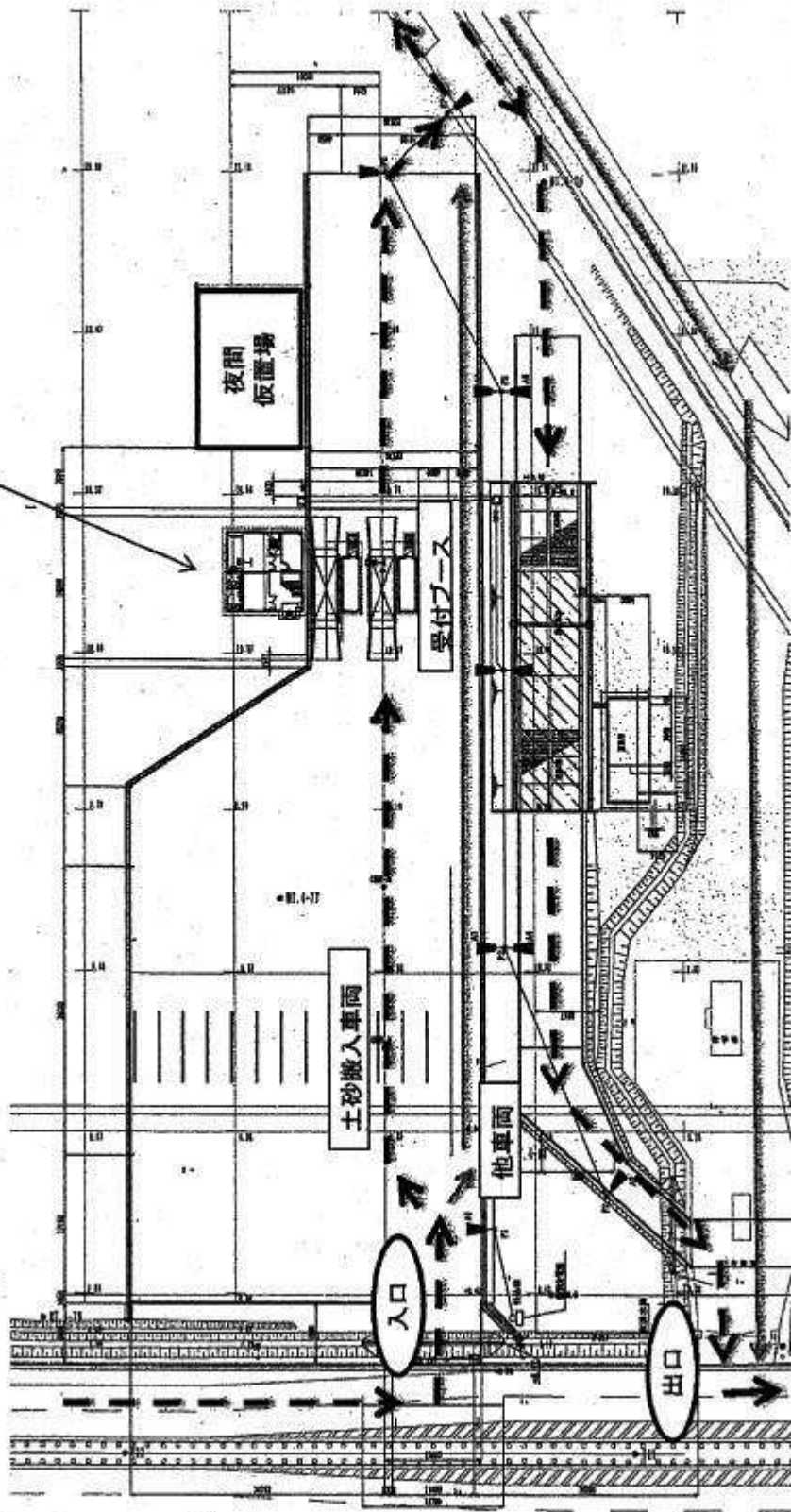


# 大阪港湾局 夢洲基地付近見取り図



夢洲基地図

夢洲事務所



令和 年度 建設発生土 予定数量調査票

(単位:m3)

局名	区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	普通土(昼)													0.0
	"(夜)													0.0
	軟弱土(昼)													0.0
	"(夜)													0.0
	合計	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	普通土(昼)													0.0
	"(夜)													0.0
	軟弱土(昼)													0.0
	"(夜)													0.0
	合計	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	普通土(昼)													0.0
	"(夜)													0.0
	軟弱土(昼)													0.0
	"(夜)													0.0
	合計	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	普通土(昼)													0.0
	"(夜)													0.0
	軟弱土(昼)													0.0
	"(夜)													0.0
	合計	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	普通土(昼)													0.0
	"(夜)													0.0
	軟弱土(昼)													0.0
	"(夜)													0.0
	合計	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	普通土(昼)													0.0
	"(夜)													0.0
	軟弱土(昼)													0.0
	"(夜)													0.0
	合計	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合計	普通土(昼)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	"(夜)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	軟弱土(昼)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	"(夜)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	合計	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0



様

受注者  
現場代理人  
電話番号 ( )

土砂搬入(許可証・車両登録依頼書)交付申請書

下記工事の土砂搬入に必要な(許可証・車両登録依頼書)を申請します。

記

工 事 名										
年 度 ・ 工 事 番 号		年 度		工 事 番 号						
工 事 場 所										
工事場所郵便番号										
工 事 期 間		令 和	年	月	日	～	令 和	年	月	日
土 砂 搬 入 期 間		令 和	年	月	日	～	令 和	年	月	日
土 砂 搬 入 量	普通土	m <sup>3</sup>	t	昼 間	m <sup>3</sup>	t				
				夜 間	m <sup>3</sup>	t				
	軟弱土	m <sup>3</sup>	t	昼 間	m <sup>3</sup>	t				
				夜 間	m <sup>3</sup>	t				
許可証発行枚数		枚								
車両登録依頼書発行枚数		枚								

### 土砂搬入車両登録予定一覧表

年度	工事番号	工事名

NO.	車両番号	積載区分	NO.	車両番号	積載区分
1		t	26		t
2		t	27		t
3		t	28		t
4		t	29		t
5		t	30		t
6		t	31		t
7		t	32		t
8		t	33		t
9		t	34		t
10		t	35		t
11		t	36		t
12		t	37		t
13		t	38		t
14		t	39		t
15		t	40		t
16		t	41		t
17		t	42		t
18		t	43		t
19		t	44		t
20		t	45		t
21		t	46		t
22		t	47		t
23		t	48		t
24		t	49		t
25		t	50		t

大 阪 港 湾 局 長 様

〇 〇 〇 局 長  
担当：〇〇〇〇管理事務所  
〇〇〇〇担当〇〇〇  
TEL 〇〇〇〇—〇〇〇〇

建設発生土（陸上残土）の受入れについて（依頼）

標題について、当局工事により生ずる次の建設発生土（陸上残土）を臨海部埋立地にて受入れられるよう依頼します。

記

1 工事名称

〇〇〇〇地区補修工事

2 工事場所

〇〇区〇〇〇〇丁目（別紙位置図のとおり）

3 発生土搬入予定期間

または工事予定期間

令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日

（全体：令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日）※1

4 発生土の性状及び搬入予定量

普通土砂 〇〇m<sup>3</sup>（全体〇〇m<sup>3</sup>） ※1

軟弱土砂 〇〇m<sup>3</sup>（全体〇〇m<sup>3</sup>） ※1

5 受入基準適合証明方法

土質検定試験書による

土地履歴調査書による

（土質検定試験を要しない場合に提出）

6 仮置き場の有無

設置する ※2

〇〇区〇〇〇〇丁目（別紙位置図のとおり）

設置しない

## 7 搬入ルート

- 搬入ルートを図示した地図を添付（チェックは複数可）
  - 阪神高速
  - 国道43号（ 梅香交差点、 弁天町交差点、 市岡元町3交差点）
  - 北港通（ 梅香交差点）
  - 中央大通（ 弁天町交差点）
  - みなと通（ 市岡元町3交差点）
  - 長居公園通・住之江通
  - 南港通
  - 大和川北岸線
  - 此花通
  - その他（上記チェックポイントを通過しない場合）
- 搬入ルートが確定次第、「搬入ルート報告書」を提出します。

## 8 土砂検査搬入許可証及の受領予定場所

- 大阪港湾局計画整備部工務課（環境保全グループ）内 ※3
- 夢洲建設発生土受入基地

※1：搬入が次年度にも継続する場合は全体の期間、土量をカッコ内に記入してください。

※2：仮置き場を設置する場合、仮置き場の「位置図及び平面図、写真（床面の材質が分かるもの）」及び仮置き場の「土質検定試験書」若しくは「土地履歴調査書」を添付してください。

※3：大阪港湾局計画整備部工務課（環境保全グループ）内での受領は本市職員に限る。

大 阪 港 湾 局 長 様

〇 〇 〇 局 長

担当：〇〇〇〇管理事務所

〇〇〇〇担当〇〇〇

TEL 〇〇〇〇—〇〇〇〇

建設発生土（陸上残土）の受入れについて（再依頼）

標題について、当局工事により生ずる次の建設発生土（陸上残土）を臨海部埋立地にて受入れられるよう依頼します。

記

- 1 承認番号 港湾工 第〇〇〇号
- 2 工事名称  
〇〇〇〇地区補修工事
- 3 工事場所  
〇〇区〇〇〇〇丁目（別紙位置図のとおり）
- 4 発生土搬入予定期間  
または工事予定期間 令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日  
（全体：令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日）※1
- 5 発生土の性状及び搬入予定量  
普通土砂 〇〇m<sup>3</sup>（全体〇〇m<sup>3</sup>） ※1  
軟弱土砂 〇〇m<sup>3</sup>（全体〇〇m<sup>3</sup>） ※1
- 6 受入基準適合証明方法  
 土質検定試験書による  
 土地履歴調査書による  
（土質検定試験を要しない場合に提出）
- 7 仮置き場の有無  
 設置する ※2  
〇〇区〇〇〇〇丁目（別紙位置図のとおり）

## 8 搬入ルート

- 搬入ルートを図示した地図を添付（チェックは複数可）
  - 阪神高速
  - 国道43号（ 梅香交差点、 弁天町交差点、 市岡元町3交差点）
  - 北港通（ 梅香交差点）
  - 中央大通（ 弁天町交差点）
  - みなと通（ 市岡元町3交差点）
  - 長居公園通・住之江通
  - 南港通
  - 大和川北岸線
  - 此花通
  - その他（上記チェックポイントを通過しない場合）
- 搬入ルートが確定次第、「搬入ルート報告書」を提出します。

※1：搬入が次年度にも継続する場合は全体の期間、土量をカッコ内に記入してください。

※2：仮置き場を設置する場合、仮置き場の「位置図及び平面図、写真（床面の材質が分かるもの）」及び仮置き場の「土質検定試験書」若しくは「土地履歴調査書」を添付してください。

大阪港湾局  
環境保全グループ 様

〇〇局  
〇〇〇担当 (氏名)  
TEL〇〇-〇〇

## 搬入ルート報告書

建設発生残土 (陸上残土) の受入れに伴う搬入ルートが決定しましたので報告します。

- 1 承認番号 大阪港 第〇〇号
- 2 工事名称 〇〇〇〇地区補修工事
- 3 工事場所 〇〇区〇〇〇〇丁目 (別紙位置図のとおり)
- 4 搬入ルート (□にチェックし、搬入ルート図を添付) (チェックは複数可)
  - 阪神高速
  - 国道43号 (  梅香交差点、 弁天町交差点、 市岡元町3交差点 )
  - 北港通 (  梅香交差点 )
  - 中央大通 (  弁天町交差点 )
  - みなと通 (  市岡元町3交差点 )
  - 長居公園通・住之江通
  - 南港通
  - 大和川北岸線
  - 此花通
  - その他 (上記チェックポイントを通過しない場合)

## 土砂搬入許可証受領書

大阪港湾局長様

局事業所名  
監督職員  
電話番号

印

下記の通行条件を確認のうえ、工事にかかる土砂検査搬入許可証及び土砂搬入カードを受領しました。

工 事 番 号	令和 年度 号
土砂検査搬入許可証	枚
土砂搬入カード	枚

**【夢洲通行条件】**

- 1 工事区域内は、時速20kmを厳守し、通路上は駐車をしないこと。
- 2 一般道路を土砂等で汚さないよう注意して通行すること。万一、汚した場合は責任を持って処理すること。
- 3 工事区域内で事故を起こした場合は、速やかに夢洲警備員に報告すること。
- 4 本市は、通路上で起きた事故については一切責任を持ちません。
- 5 工事区域内から幹線道路に出る前には、設置されている洗車プールを必ず利用すること。

### 委 任 状

大阪港湾局長様

(委任者) 局事業所名

監督職員

印

私は、下記の者を代理人と定め、上記の工事にかかる土砂搬入許可証の受領について委任します。

(受任者) 受注者

現場代理人



令和 年 月 日

## 土砂搬入車両登録依頼書

大阪港湾局長様

局事業所名

監督職員

電話番号

印

次のとおり、自動車検査証を添付のうえ、土砂搬入車両の登録を依頼します。

## 記

工 事 名	
受 注 者 名	
現 場 代 理 人	
年 度	
工 事 番 号	
土 砂 搬 入 期 間	開始日 令和 年 月 日 より 終了日 令和 年 月 日 まで
搬 入 車 両 番 号	
最 大 積 載 量	kg
車 両 重 量	kg

(注) 初回搬入のときは、必ず「自動車検査証」(コピー不可)の提示をお願いします。なお、車両重量が自動車検査証と違う場合は、公認の計量事業所が発行する空車重量の「計量証明書」の提示をお願いします。

様

受注者

現場代理人

電話番号 ( )

## 土砂搬入(許可証・車両登録依頼書)受領書

下記工事の土砂搬入に必要な(許可証・車両登録依頼書)を受領しました。

記

工 事 名				
年 度 ・ 工 事 番 号	年 度		工 事 番 号	
工 事 場 所				
工 事 期 間	令 和	年	月	日
土 砂 搬 入 期 間	令 和	年	月	日
許 可 証 枚 数	枚			
許 可 証 番 号	NO.	～ NO.		
車 両 登 録 依 頼 書 枚 数	枚			
車 両 登 録 依 頼 書 番 号	NO.	～ NO.		

なお、土砂搬入許可証、車両登録依頼書の保管は十分留意いたします。万一紛失した場合は、速やかに監督職員に届出し、紛失責任としての貴市のいかなる指示にも従い善処する事を誓います。

様

受注者  
現場代理人  
電話番号 ( )

土砂搬入許可証管理報告書(令和 年 月分)

工事名			
年度		工事番号	
搬入期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
許可番号		受領年月日	令和 年 月 日
登録車両番号			

	日付	時刻	積載重量	正味重量		注意事項	通告書	備考
				普通土	軟弱土			
1	/	:	t	t	t			
2	/	:	t	t	t			
3	/	:	t	t	t			
4	/	:	t	t	t			
5	/	:	t	t	t			
6	/	:	t	t	t			
7	/	:	t	t	t			
8	/	:	t	t	t			
9	/	:	t	t	t			
10	/	:	t	t	t			
11	/	:	t	t	t			
12	/	:	t	t	t			
13	/	:	t	t	t			
14	/	:	t	t	t			
15	/	:	t	t	t			
16	/	:	t	t	t			
17	/	:	t	t	t			
18	/	:	t	t	t			
19	/	:	t	t	t			
20	/	:	t	t	t			

工事別土砂搬入許可証・車両登録依頼書管理簿

工事番号		工事名		土砂搬入許可証返納枚数			
				返納日	番	号	枚数
監督職員				令和 年 月 日	～	～	
受注者				令和 年 月 日	～	～	
現場代理人				令和 年 月 日	～	～	
工 期		令和 年 月 日	～ 令和 年 月 日	土砂搬入車両登録依頼書返納枚数			
変更工期①		令和 年 月 日	～ 令和 年 月 日	返納日	番	号	枚数
変更工期②		令和 年 月 日	～ 令和 年 月 日	令和 年 月 日	～	～	
搬入土量	全 体	普通土	軟弱土	令和 年 月 日	～	～	
当 初	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	令和 年 月 日	～	～	
変 更	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	令和 年 月 日	～	～	
土砂搬入許可証受領枚数				土砂搬入許可証紛失枚数			
受領日	番	号	枚数	返納日	番	号	枚数
令和 年 月 日	～	～		令和 年 月 日	～	～	
令和 年 月 日	～	～		令和 年 月 日	～	～	
令和 年 月 日	～	～		令和 年 月 日	～	～	
計				計			
土砂搬入許可証交付枚数				土砂搬入車両登録依頼書紛失枚数			
交付日	番	号	枚数	紛失届日	番	号	枚数
令和 年 月 日	～	～		令和 年 月 日	～	～	
令和 年 月 日	～	～		令和 年 月 日	～	～	
令和 年 月 日	～	～		令和 年 月 日	～	～	
計				計			
土砂搬入車両登録依頼書交付枚数							
交付日	番	号	枚数				
令和 年 月 日	～	～					
令和 年 月 日	～	～					
令和 年 月 日	～	～					
計							

建設発生土搬入集計表  
 (令和 年 月分)  
 種類( )

監督職員	
係長	担当者

工 事 名 称							
受 注 者							
工 期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日						
搬 入 地							
搬 入 年 月 日	重 量(t)		備 考	搬 入 年 月 日	重 量(t)		備 考
				計			

様

受注者  
 現場代理人  
 電話番号 ( )

土砂搬入変更申請書(変更 回)

工 事 名							
年度・工事番号	年 度		工 事 番 号				
工 事 場 所							
工事場所郵便番号							
工 事 期 間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日						
土砂搬入期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日						
変 更 内 容	1. 土砂搬入期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日						
	2. 土砂搬入量 ※ 変更は、原申請を含む数量とする。						
	普通土	変 更	m <sup>3</sup>	t	昼 間	m <sup>3</sup>	t
		原申請	m <sup>3</sup>	t	夜 間	m <sup>3</sup>	t
	軟弱土	変 更	m <sup>3</sup>	t	昼 間	m <sup>3</sup>	t
原申請		m <sup>3</sup>	t	夜 間	m <sup>3</sup>	t	
3. 許可証追加枚数 枚							
4. 車両登録依頼書追加枚数 枚							
5. その他							
変 更 理 由							

様

受注者

現場代理人

電話番号 ( )

### 紛失届

下記工事の土砂搬入のため交付を受けました(許可証・車両登録依頼書)のうち、下記の理由により紛失しましたのでお届けします。

記

工 事 名			
年度・工事番号	年 度		工事番号
工 事 場 所			
工 事 期 間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
土砂搬入期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
土砂搬入許可証・ 車両登録依頼書	土砂搬入許可証		車両登録依頼書
紛失枚数	枚		枚
番 号	NO.		NO,
紛失理由	別 紙		別 紙

様

受注者

現場代理人

電話番号 ( )

### 土砂搬入完了等報告及び土砂搬入(許可証・車両登録依頼書)返納書

下記工事の土砂搬入に必要な(許可証・車両登録依頼書)の交付を受けましたが、下記の理由のとおり返納します。

記

工 事 名				
年度・工事番号	年 度		工事番号	
工 事 場 所				
工 事 期 間	令 和	年	月	日
土砂搬入期間	令 和	年	月	日
土砂搬入許可証・ 車両登録依頼書	土砂搬入許可証		車両登録依頼書	
枚 数	枚		枚	
番 号	NO.		NO.	
備 考				

返納理由

1. 工事が完了した。                      2. 工事が一時中止となった。                      3. その他

(参考) (許可証・車両登録依頼書) 交付、使用及び返納内訳表

	交 付	使用済数	未使用数	紛失数	備 考
土砂搬入許可証枚数					
車両登録依頼書枚数					



令和 年 月 日

## 土砂搬入完了通知書

大阪港湾局長様

局事業所  
監督職員  
受注者  
現場代理人

印

下記工事にかかる土砂の搬入が完了したのでお届けします。

記

1. 工事名

2. 年 度 令和 年度

3. 工事番号 号

4. 土砂搬入期間

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

## 土地履歴等調査書

「建設発生土の受入基準」に基づき土地履歴等を調査のうえ、次のとおり土砂搬入に支障がないので届け出ます。

1	所 管 局				
2	工 事 名 称				
3	発 生 場 所 ( 工 事 )	大阪市	区	丁目	番地
4	土 地 の 履 歴		調 査 資 料	別紙参照	
5	地 形 (現状の土地利用)	<input type="checkbox"/> 道路 <input type="checkbox"/> 道路予定地 <input type="checkbox"/> 公園 <input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> その他(                    )			
6	土 の 種 類	<input type="checkbox"/> 砂	<input type="checkbox"/> 砂質シルト	<input type="checkbox"/> シルト粘土	<input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 未確認
7	色 相	<input type="checkbox"/> 黒色 <input type="checkbox"/> 褐色 <input type="checkbox"/> 黄色 <input type="checkbox"/> 灰色 <input type="checkbox"/> その他			<input type="checkbox"/> 未確認
8	臭 気	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり(                    様な臭い)			<input type="checkbox"/> 未確認
9	調査者所属氏名 ( 監 督 員 )	所 属		電 話 番 号	
		氏 名		FAX番号	
10	備 考				

(注1) 土質検定試験を要しない場合に提出して下さい。

(注2) 「土質履歴等調査書」は、工事発注部局の担当者が記入して下さい。

## 夜間搬入連絡通知書(入力シート)

夜間搬入(新規)

発行日付	令和 年 月 日
------	----------

大阪港湾局長 様

専用E-mail:	
-----------	--

通知者(現場代理人)	
受注者	
連絡先電話番号	
連絡先メールアドレス	

監督員名	
所属局	
連絡先電話番号	
連絡先メールアドレス	

ファイル名(搬入予定日(6桁)+  
所属名の頭文字+年度(2桁)+  
工事番号(6桁))=

例) 令和元年6月6日搬入  
010606建22123456.xls

このエクセルファイルは左のファイル名で保存してください。  
シート名は変更しないでください。  
また、行の追加や削除はしないでください。

記入項目名	入力値	入力形式	説明
所属局名		全角文字	
工事名		全角30文字以内	
年度		数字2桁	和暦年
工事番号		数字6桁	
受注者		全角30文字以内	
土砂搬入日(年)		数字2桁	和暦年
土砂搬入日(月)		数字1~2桁	例:6月の場合 → 6
土砂搬入日(日) *		数字1~2桁	例:6日の場合 → 6
搬入トラック台数		数字1~2桁	例:6台の場合 → 6

\*午前0時~午前5時については、前日の日付。

- ・搬入日の1週間前(土曜日のみ1週間前の金曜日)午後3時までにはメールで連絡を行うこと。  
(メールの件名は「夜間搬入連絡」と記載してください)
- ・上記期限までに受付受理の返信が届かない時は、必ず夢洲基地へ確認してください。
- ・搬入日ごとに作成してしてください。(1日1枚・1ファイル)

夜間搬入連絡通知書(入力シート)  
(追加)

夜間搬入(追加)

発行日付	令和 年 月 日
------	----------

大阪港湾局長 様

専用E-mail:	
夢洲事務所 TEL:	

通知者(現場代理人)	
受注者	
連絡先電話番号	
連絡先メールアドレス	

監督員名	
所属局	
連絡先電話番号	
連絡先メールアドレス	

ファイル名(搬入予定日(6桁)+  
所属名の頭文字+年度(2桁)+  
工事番号(6桁)+T)=

例) 令和元年6月6日搬入  
010606建22123456.xls

このエクセルファイルは左のファイル名で保存してください。  
シート名は変更しないでください。  
また、行の追加や削除はしないでください。

記入項目名	入力値	入力形式	説明
所属局名		全角文字	
工事名		全角30文字以内	
年度		数字2桁	和暦年
工事番号		数字6桁	
受注者		全角30文字以内	
土砂搬入日(年)		数字2桁	和暦年
土砂搬入日(月)		数字1~2桁	例:6月の場合 → 6
土砂搬入日(日) *		数字1~2桁	例:6日の場合 → 6
搬入トラック台数		数字1~2桁	例:6台の場合 → 6

\*午前0時~午前5時については、前日の日付。

- ・この様式は、事前に電話(夢洲事務所)で受け入れが可能か確認のうえ、搬入日の1週間前の午後3時から前日の午後3時までの連絡に使用してください。(メールの件名は「夜間搬入連絡」と記載してください)
- ・搬入日ごとに作成してしてください。(1日1枚・1ファイル)

夜間搬入連絡通知書(入力シート)  
(台数変更)

夜間搬入(台数変更)

発行日付	令和 年 月 日
------	----------

大阪港湾局長 様

専用E-mail:	
夢洲事務所 TEL:	

通知者(現場代理人)	
受注者	
連絡先電話番号	
連絡先メールアドレス	

監督員名	
所属局	
連絡先電話番号	
連絡先メールアドレス	

ファイル名(搬入予定日(6桁)+  
所属名の頭文字+年度(2桁)+  
工事番号(6桁)+H1)=

例) 令和元年6月6日搬入  
010606建22123456.xls

このエクセルファイルは左のファイル名で保存してください。  
シート名は変更しないでください。  
また、行の追加や削除はしないでください。

記入項目名	入力値	入力形式	説明
所属局名		全角文字	
工事名		全角30文字以内	
年度		数字2桁	和暦年
工事番号		数字6桁	
受注者		全角30文字以内	
土砂搬入日(年)		数字2桁	和暦年
土砂搬入日(月)		数字1~2桁	例:6月の場合 → 6
土砂搬入日(日) *		数字1~2桁	例:6日の場合 → 6
搬入トラック台数		数字1~2桁	例:6台の場合 → 6

\*午前0時~午前5時については、前日の日付。

- ・この様式は、新規の連絡通知後、搬入当日の午後3時まで、搬入トラック台数に変更が生じた場合に使用してください。(メールの件名は「夜間搬入連絡」と記載してください。)
- ・上記期限までに受付受理の返信が届かない時は、必ず夢洲事務所へ確認してください。

## 土砂搬入許可証紛失届

大 阪 港 湾 局 長 様

局事業所名

監督職員

受注者

現場代理人

印

下記の土砂搬入許可証を紛失したのでお届けします。

### 記

1. 工事番号                      令和                      年度    号

2. 受領枚数    枚

3. 紛失枚数    枚  
    (番 号)

4. 紛失理由

1 土砂搬入通知書 並びに 土砂搬入許可証発行依頼書 (入力シート)

別紙-1

2  
3  
4 大阪港湾局長 様

発行依頼番号	第	号
発行依頼日付	令和	年 月 日

通知者名(事業所名) (事業所長)	
監督員名	
連絡先電話番号	
メールアドレス	
許可証受取場所	

受取場所は大阪港湾局または夢洲とご記入下さい。

現場代理人名	
業者連絡先電話番号	

16 ファイル名(所属局名の頭文字  
+年度(2桁)+工事番号(6  
桁))= 000000.xlsx

このエクセルファイルは  
[左のC16のファイル名(.xlsxはいりません)]で保存してください。  
シート名(Sheet1)は変更しないでください。  
また、行の追加や削除はしないでください。

17 ※ここから下の ■ 記入値項目が自動的に読み込まれます

18 記入項目名	入力値	入力形式	説明
19 所属局名		全角文字	
20 工事名		全角30文字以内	
21 年度		数字2桁	和暦年
22 工事番号		数字6桁	6桁になるように入力してください
23 工事場所		全角30文字以内	
24 請負業者名		全角30文字以内	
25 許可証必要枚数		数字3桁	例:3枚の場合 → 3
26 工事場所郵便番号		数字7桁	ハイフンなしの7桁で入力
27 土砂搬入開始日(年)		数字2桁	和暦年
28 土砂搬入開始日(月)		数字	例:6月の場合 → 6
29 土砂搬入開始日(日)		数字	例:6日の場合 → 6
30 土砂搬入終了日(年)		数字2桁	
31 土砂搬入終了日(月)		数字	例:6月の場合 → 6
32 土砂搬入終了日(日)		数字	例:6日の場合 → 6
33 予定土砂搬入量(普通土)		数字6桁まで(整数)	立方メートル単位で整数のみ入力
34 予定土砂搬入量(軟弱土)		数字6桁まで(整数)	立方メートル単位で整数のみ入力
37 夜間搬入の有無		数字1桁	搬入あり-1 なし-2
38 事業区分		数字1桁	補助-1 単独-2 補助単独-3 その他-4
39 承認番号※2		数字7桁	
40 承認期間(発生土搬入期間)※3		全角・半角	R03.06.01~R04.03.31など

※1 承認年度は、「建設発生土(陸上残土)の受入について(承認)」の発生土搬入予定期間の開始日が属する年度を記載して下さい。

※2 再依頼を行った場合は、再承認後の番号を記載して下さい。

※3 平成28年度以降に承認を受けている工事については、承認通知記載の承認期間を記入して下さい。  
それ以前の工事は記入の必要はありません。  
土砂搬入開始日及び終了日は承認期間内にして下さい。  
ただし、承認期間が年度をまたぐ場合、土砂搬入終了日は同一年度内として下さい。  
(年度をまたいでの許可証の発行はできません。)  
承認期間の延長が必要な場合は、港湾局に再依頼を提出して下さい。

※4 本依頼書を夢洲事務所に送付する際には、大阪港湾局発行の承認書を添付して下さい。

1 土砂搬入通知書 並びに 土砂搬入許可証発行依頼書 変更用(入力シート)

別紙-2

2  
3  
4 大阪港湾局長 様

発行依頼番号	第 号
発行依頼日付	令和 年 月 日

通知者名(事業所名) (事業所長)	
監督員名	
連絡先電話番号	
メールアドレス	
許可証受取場所	

受取場所は大阪港湾局または夢洲とご記入下さい。

現場代理人名	
業者連絡先電話番号	

16 ファイル名(所属局名の頭文字+  
年度(2桁)+工事番号(6桁)  
+"+"+変更回数)=

000000+.xlsx

このエクセルファイルは  
[左のファイル名(.xlsはいいりません)]で保存してください。  
シート名(Sheet1)は変更しないでください。  
また、行の追加や削除はしないでください。

※1911日の所属局名かつ2411日  
の許可証・搬入カード追加必要  
枚数までの■部分の項目は必須  
です

18 記入項目名	入力値	入力形式	説明
19 所属局名		全角文字	
20 工事名		全角30文字以内	工事名は変更できません。※2
21 年度		数字2桁	和暦年
22 工事番号		数字6桁	変更受付する工事番号を入力してください
23 変更回数		数字1桁	0以外を入力してください
24 許可証追加必要枚数		数字3桁	追加が必要ない場合は0としてください
25 請負業者名		全角30文字以内	請負業者名は変更できません。※2
26 土砂搬入開始日(年)		数字2桁	和暦年
27 土砂搬入開始日(月)		数字	例:6月の場合 → 6
28 土砂搬入開始日(日)		数字	例:6日の場合 → 6
29 土砂搬入終了日(年)		数字2桁	
30 土砂搬入終了日(月)		数字	例:6月の場合 → 6
31 土砂搬入終了日(日)		数字	例:6日の場合 → 6
32 予定土砂搬入量(普通土)		数字6桁(整数)	立方メートル単位で整数のみ入力
33 予定土砂搬入量(軟弱土)		数字6桁(整数)	立方メートル単位で整数のみ入力
35 夜間搬入の有無		数字1桁	搬入あり-1 なし-2
36 最新承認番号		数字7桁	承認番号の変更なければ記入不要
37 承認番号		数字7桁	
38 承認期間(発生土搬入期間)※1		全角・半角	R03.06.01~R04.03.31など

※1 平成28年度以降に承認を受けている工事については、承認通知記載の承認期間を記入して下さい。  
それ以前の工事は記入の必要はありません。  
土砂搬入開始日および終了日は承認期間内にして下さい。  
ただし、承認期間が年度をまたぐ場合、土砂搬入終了日は同一年度内として下さい。  
(年度をまたいで許可証の発行はできません。)  
承認期間の延長が必要な場合は、港湾局に再依頼を提出して下さい。

※2 工事名と請負業者名の変更は申請時に誤っていた場合のみです。変更した場合、すでに搬入済みのデータ等  
すべて上書きで変更されますのでご注意ください。工事名と請負業者名の変更の場合は事前に夢洲への連絡を  
お願いします。

※3 本依頼書を夢洲事務所に送付する際には、大阪港湾局発行の承認書を添付して下さい。



別紙-3

(土砂受入完了通知書見本)

令和 第 年 月 日

# 土砂受入完了通知書

様

大阪港湾局長

工 事 名

年 度

工 事 番 号

土 砂 搬 入 期 間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

普通土	昼間	【 確定土砂搬入量 】	m <sup>3</sup> )
	夜間	t (	m <sup>3</sup> )
	計	t (	m <sup>3</sup> )
軟弱土	昼間	t (	m <sup>3</sup> )
	夜間	t (	m <sup>3</sup> )
	計	t (	m <sup>3</sup> )
その他	昼間	t (	m <sup>3</sup> )
	夜間	t (	m <sup>3</sup> )
	計	t (	m <sup>3</sup> )

### 土砂搬入許可証

1. 年 度	年度
2. 局 名	
3. 事業所名	
4. 工事名称	
5. 請負業者名	
6. 許可番号	
7. 搬入期限	令和 年 月 日より
	令和 年 月 日まで

QRコー  
ド

大阪港湾局  
令和 年 月 日

QRコー  
ド

車両番号	
最大積載量	kg
車両重量	kg

別紙－5

(土砂搬入許可証発行票見本)

# 土砂搬入許可証発行票

年 度			
工 事 番 号			
局 名		事業者名	
工 事 名			
郵 便 番 号		工事場所	
請 負 業 者 名			

【発行許可証一覧】		今回許可書発行枚数	
許可書 番号(始)	許可書 番号(終)	発行枚数	発行日

許可書発行枚数合計      枚

(計量伝票見本)

# 計 量 伝 票

( 日 時 )

許 可 番 号	車 両 番 号	積 載 重 量

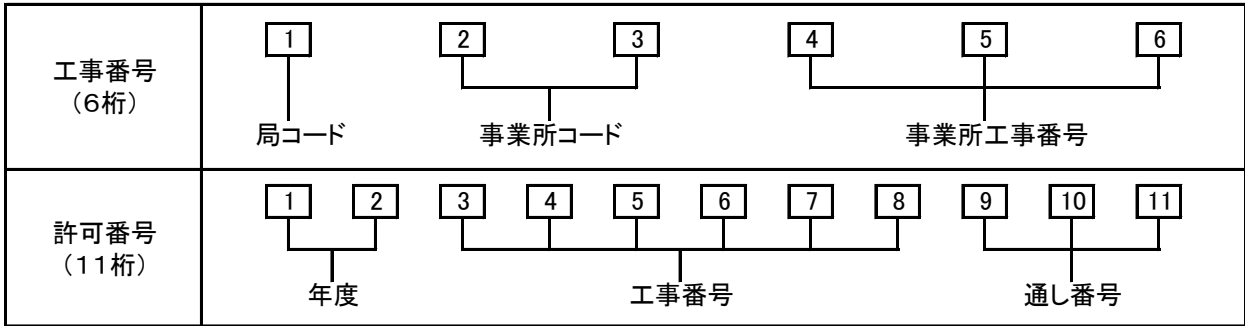
入 庫 重 量	出 庫 重 量	正 味 重 量	土 砂 種 別	直 投 ・ 仮 置

局 名	工 事 番 号

注 意 事 項						
過 積 載	高 含 水 比	ガ ラ 混 入	ゴ ミ 混 入	駐 車 違 反	落 土	そ の 他

備 考
大阪港湾局

コード体系



種別	番号	事業所名	
局コード	2	建設局(道路・河川部門)	
	3	建設局(下水道部門)	
事業所コード	01	下水道部 下水道課 (管渠担当)	
	02	下水道部 下水道課	
	03	企画部 河川課	
	04	下水道部 設備課	
	05	企画部 工務課	
	06	道路部 道路課	
	07	道路部 橋梁課	
	08	道路部 街路課	
	10	東部方面管理事務所 管理課	
	11	東部方面管理事務所 設備課	
	12	東部方面管理事務所 中浜工営所	
	13	東部方面管理事務所 田島工営所	
	20	西部方面管理事務所 管理課	
	21	西部方面管理事務所 設備課	
	22	西部方面管理事務所 津守工営所	
	23	西部方面管理事務所 市岡工営所	
	24	西部方面管理事務所 河川・渡船管理事務所	
	30	南部方面管理事務所 管理課	
	31	南部方面管理事務所 設備課	
	32	南部方面管理事務所 住之江工営所	
	33	南部方面管理事務所 平野工営所	
	40	北部方面管理事務所 管理課	
	41	北部方面管理事務所 設備課	
	42	北部方面管理事務所 野田 工営所	
	43	北部方面管理事務所 十三工営所	
	44	北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター	
	50	臨港方面管理事務所 管理課	
	51	淀川左岸2期建設事務所 建設課	
	52	臨海地域事業推進本部 建設担当	
60	その他		

種別	番号	事業所名	
局コード	8	建設局(公園部門)	
事業所コード	11	公園緑化部 公園課	
	12	公園緑化部 緑化課	
	13	公園緑化部 天王寺動物公園事務所	
	14	東部方面管理事務所 鶴見緑地公園事務所	
	15	東部方面管理事務所 真田山公園事務所	
	16	西部方面管理事務所 大阪城公園事務所	
	17	西部方面管理事務所 八幡屋公園事務所	
	18	南部方面管理事務所 長居公園事務所	
	19	北部方面管理事務所 扇町公園事務所	
	20	北部方面管理事務所 十三公園事務所	
	21	臨港方面管理事務所 管理課	
	30	その他	

(例:東部方面管理事務所 中浜工営所 監督分の場合)

	局コード	事業所コード
建設局(道路・河川) 発注分	2	1   2

(例:東部方面管理事務所 管理課 監督分の場合)

	局コード	事業所コード
建設局(下水) 発注分	3	1   0

(例:東部方面管理事務所 鶴見緑地公園事務所 監督分の場合)

	局コード	事業所コード
建設局(公園) 発注分	8	1   4

## 建設発生土の物理性状と化学性状に係る受入基準

物理性状	粒 径 (共 通)	概ね 15cm 以上の石を含まないこと。			
	臭 気 (共 通)	悪臭を放たないこと。			
	土 質 (普通土)	粘土、シルトでないこと。			
	含水比 (普通土)	含水比が低く一般土工機での取り扱い及び運搬が容易なもの。			
	含水比 (軟弱土)	粘土、シルトを含み性状的に軟弱な土砂のうち、一般土工機での取り扱い及び運搬が容易にでき、普通仕様のダンプトラックで運搬できる程度のもの。			
化学性状	試験項目	基 準 値		試験方法	
		溶出量基準	含有量基準		
	(1) カドミウム及びその化合物	検液 1L につき	0.003mg 以下	1kg につき 45 mg 以下	(溶出試験) H3.8.23 環境庁告示第 46 号 「土壌の汚染に係る環境基準について」に定める方法によること。
	(2) シアン化合物	検出されないこと		1kg につき遊離シアン 50mg 以下	
	(3) 有機燐化合物	検出されないこと			
	(4) 鉛及びその化合物	検液 1L につき	0.01mg 以下	1kg につき 150mg 以下	
	(5) 六価クロム化合物	検液 1L につき	0.05mg 以下	1kg につき 250mg 以下	
	(6) 砒素及びその化合物	検液 1L につき	0.01mg 以下	1kg につき 150mg 以下	
	(7) 水銀及びその化合物	検液 1L につき	0.0005mg 以下	1kg につき 15mg 以下	
	(8) アルキル水銀	検出されないこと			
	(9) ジクロロメタン	検液 1L につき	0.02mg 以下		
	(10) 四塩化炭素	検液 1L につき	0.002mg 以下		
	(11) 1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき	0.004mg 以下		(含有試験) H15.3.6 環境省告示第 19 号に定める方法によること。 (27) は、S48.2.17 環境庁告示第 14 号 「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第 5 条第 1 項に規定する埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法」に定められた方法とすること。
	(12) 1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき	0.1 mg 以下		
	(13) シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき	0.04mg 以下		
	(14) 1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき	1mg 以下		
	(15) 1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき	0.006mg 以下		
	(16) トリクロロエチレン	検液 1L につき	0.01 mg 以下		
	(17) テトラクロロエチレン	検液 1L につき	0.01mg 以下		
	(18) 1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき	0.002mg 以下		
	(19) チウラム	検液 1L につき	0.006mg 以下		
(20) シマジン	検液 1L につき	0.003mg 以下			

(21) チオベンカルブ	検液 1L につき	0.02mg 以下		
(22) ベンゼン	検液 1L につき	0.01mg 以下		
(23) セレン及びその化合物	検液 1L につき	0.01mg 以下	1kg につき 150mg 以下	
(24) ふっ素及びその化合物	検液 1L につき	0.8mg 以下	1kg につき 4,000mg 以下	
(25) ほう素及びその化合物	検液 1L につき	1mg 以下	1kg につき 4,000mg 以下	
(26) PCB	検出されないこと			
(27) 有機塩素化合物			1kg につき 40mg 以下	
(28) クロロエチレン	検液 1L につき	0.002mg 以下		
(29) 1,4-ジオキサン	検液 1L につき	0.05mg 以下		
(30) 銅又はその化合物	検液 1L につき	3mg 以下		S48.2.17 環境庁告示第14号「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法」に定められた方法とすること。
(31) 亜鉛又はその化合物	検液 1L につき (H18.4.1~H19.6.10	2mg 以下 5mg 以下)		
(32) ベリリウム又はその化合物	検液 1L につき	2.5mg 以下		
(33) クロム又はその化合物	検液 1L につき	2.0mg 以下		
(34) ニッケル又はその化合物	検液 1L につき	1.2mg 以下		
(35) バナジウム又はその化合物	検液 1L につき	1.5mg 以下		
(36) 油分	海洋投入処分により視認できる油膜が海面に生じないものであること。			
(37) ダイオキシン類	検液 1L につき	10 pg-TEQ 以下	土壌 1g につき 1,000 pg-TEQ 以下	(溶出試験) S48.2.17 環境庁告示第14号「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法」に定められた方法とすること。 (含有試験) H11.12.27 環境庁告示第68号「土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法」によること。

注) 試験実施項目については、事前の土地履歴調査等により揮発性有機化合物及び重金属等の使用履歴による土壌汚染の恐れがないと推測される場合、大阪港湾局と協議のうえ考慮できるものとする。

## 建設発生土受入に係る土質検定試験書等提出要領

建設発生土の受入基準に定めるところの土質検定試験書等の取扱いは、次に定める要領に基づくものとする。

### 1 土質検定試験書等の提出基準

#### (1) 土質検定試験書等の提出

ア 1件工事での建設発生土の搬入土量が $2,500\text{m}^3$ 以上の工事については、土質検定試験書を提出すること。

ただし、過去に試験が実施され、その結果が受入基準に適合する区域の土砂については、その範囲を明記した土質検定試験書の写しの提出をもって試験実施に代えることができる。

イ 1件工事での建設発生土の搬入土量が $2,500\text{m}^3$ 未満の工事であって、発生場所が工場敷地、河川敷、河川内、廃棄物処分地、廃棄物処理施設及びこれらの跡地の履歴を有する場合、若しくはその工事が一団地並びに一連の開発行為のもと、全体の想定土量が $2,500\text{m}^3$ 以上の場合は、事前協議の上、土質検定試験書を提出すること。

ただし、過去に試験が実施され、その結果が受入基準に適合する区域の土砂については、その範囲を明記した土質検定試験書の写しの提出をもって試験実施に代えることができる。

ウ 1件工事での建設発生土の搬入土量が $2,500\text{m}^3$ 未満の工事であって、発生場所がイに定める履歴を有しない場合は、「土地履歴等調査書」(様式-16)の提出をもって試験実施に代えることができる。

エ 大阪港湾局が特に必要と認め、土質検定試験の実施を求めたときは、速やかにそれを実施し土質検定試験書を提出すること。

#### (2) 土質検定試験方法

##### ア 試料採取地点

原則として、地表面より $50\text{cm}$ の位置の土壌を採取すること。

ダイオキシン類は、地表面より $5\text{cm}$ の位置の土壌を採取すること。

ただし、トンネル工事等の場合は、断面内またはその付近から採取すること。

##### イ 試料採取数

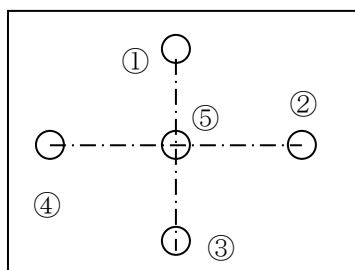
搬入土量 $2,500\text{m}^3\sim 10,000\text{m}^3$ は原則として $2,500\text{m}^3$ 毎に1検体とし、1検体における試料採取は、原則として5箇所とする。

ただし、大規模工事(発生量 $10,000\text{m}^3$ 以上)については、大阪港湾局と別途協議とする。

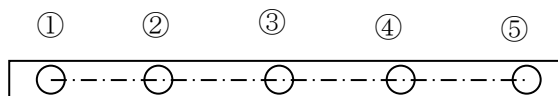


## 試料採取の基本形状

a エリア掘削



b ライン掘削



○：試料採取箇所

## ウ 試験方法

上記イの採取試料を、等量混合のうえ（別紙-7）による方法で試験を行うこと。

エ 試料採取等については、上記の方法によるほか、土壤汚染対策法・大阪府生活環境の保全等に関する条例に定める方法によることができる。

### (3) 検定試験実施項目の運用について

事前の土地履歴調査等により揮発性有機化合物及び重金属等の使用履歴による土壤汚染のおそれがないと推測される場合は、「建設発生土の物理性状と化学性状に係る受入基準」（別紙-7）に係る化学性状の試験項目の実施について、大阪港湾局と協議のうえ考慮できるものとする。

## 2 仮置き場の調査

建設発生土を発生場所から直接、夢洲へ搬入せず、発生場所以外の場所に一時仮置きする場合は、仮置き場の履歴調査の実施と、仮置き場及びその周辺の土地の性状が分かる書類及び位置図を「搬入申請書」に添付し提出すること。

## 3 土質検定試験書等の提出先

### (1) 提出書類

「土質検定試験書」または「土地履歴等調査書」（様式-16）

土質検定試験書は、採取位置が平面、断面的に確認できる「試料採取位置図」を含み、化学性状に係る受入基準に対しての適合判定を明記するものとする。

### (2) 提出時期

搬入予定日の2週間前まで

### (3) 提出先

大阪港湾局計画整備部工務課

大阪港第 号  
令和 年 月 日

建設局長 様

大阪港湾局長

建設発生土の受入について(承認)

令和 年 月 日付け建第 号で依頼のありました、貴局工事により  
生ずる次の建設発生土(陸上残土)の受入れについては、条件を付して承認します。

記

依頼所属担当		担当		電話番号	
工事場所	区				
工事名称					
発生土搬入期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日				
添付証明書	土地履歴等調査書	発生土種別及び 搬入予定量	普通土砂	m <sup>3</sup>	
			軟弱土砂	m <sup>3</sup>	
仮置き場	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				

(受入条件)

- ・上記発生土(陸上残土)の受入れについての条件は、当局が別に定める「建設発生土の受入基準等」のとおりとする。
- ・搬入期間の延長が必要な場合は、期間終了の2週間前までに再依頼書を提出すること。
- ・設計変更等により搬入予定土量が下記条件に該当することが判明した時点で、当局と協議を行うこと。
  - ①承認土量が2500m<sup>3</sup>未満の工事については、搬入予定量の合計が2500m<sup>3</sup>以上となる場合。
  - ②承認土量が2500m<sup>3</sup>以上の工事については、搬入予定量が2500m<sup>3</sup>以上増加する場合。
- ・搬入期間内であったとしても当局の判断により受入できない場合があるので了承すること。

なお今後、平成25年3月27日付け、港湾第3026号により依頼しているルートについては、極力通行を控えていただきますよう、ご協力よろしくお願いします。

大阪港 第 号  
令和 年 月 日

建設局長 様

大阪港湾局長

建設発生土(陸上残土)仮置き場設置について(承認・再依頼分)

令和 年 月 日付け建第 号で依頼のありました、貴局工事により生ずる下記の建設発生土(陸上残土)の受入れにかかる仮置き場設置については、条件を付して承認します。

記

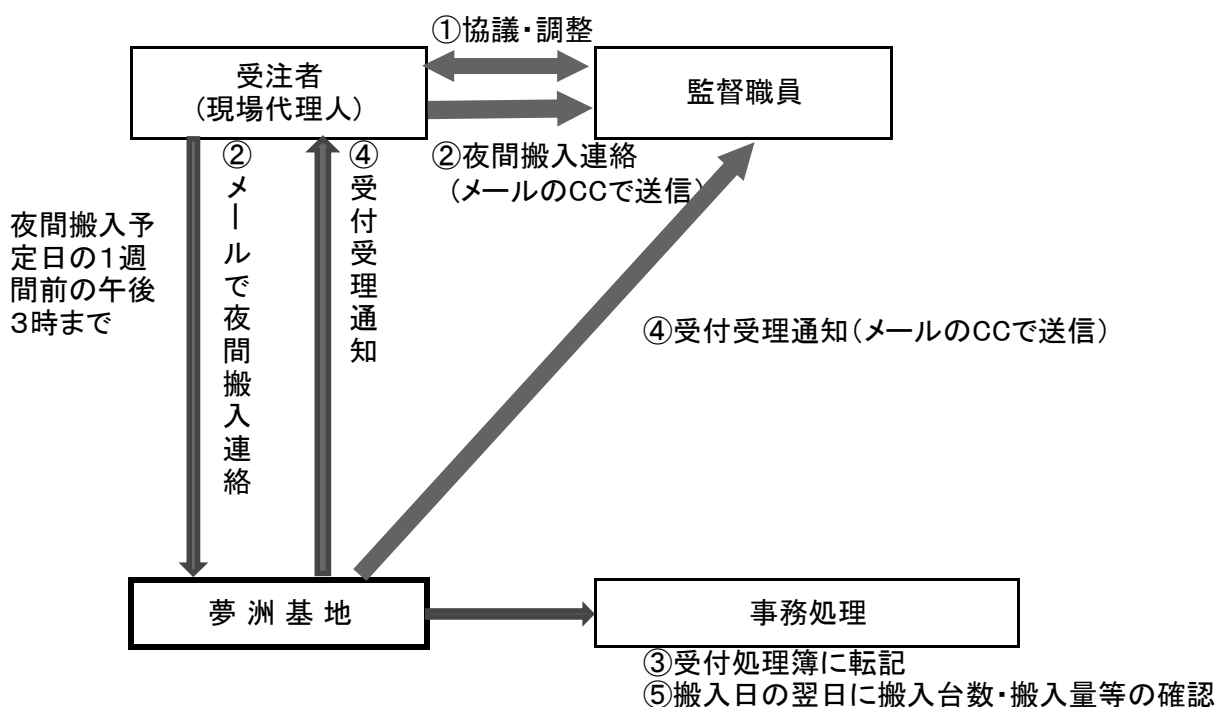
依頼所属担当		担当		電話番号	
工事場所	区				
工事名称					
発生土搬入期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日				
添付証明書	土地履歴等調査書	発生土種別及び搬入予定量	普通土砂	m <sup>3</sup>	
			軟弱土砂	m <sup>3</sup>	
仮置き場	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				

(受入条件)

- ・上記発生土(陸上残土)の受入についての条件は、当局が別に定める「建設発生土の受入基準等」のとおりとする。
- ・搬入期間の延長が必要な場合は、期間終了の2週間前までに再依頼書を提出すること。
- ・設計変更等により搬入予定土量が下記条件に該当することが判明した時点で、当局と協議を行うこと。
  - ①承認土量が2500m<sup>3</sup>未満の工事については、搬入予定量の合計が2500m<sup>3</sup>以上となる場合。
  - ②承認土量が2500m<sup>3</sup>以上の工事については、搬入予定量が2500m<sup>3</sup>以上増加する場合。
- ・搬入期間内であったとしても当局の判断により受入できない場合があるので了承すること。

なお今後、平成25年3月27日付け、港湾第3026号により依頼しているルートについては、極力通行を控えていただきますよう、ご協力よろしく申し上げます。

## 夜間搬入手続きマニュアル



## 通常の手続き(原則)

- 1 夜間に搬入を行おうとする者は、事前に監督職員と協議のうえ、夜間搬入予定日の1週間前の午後3時までにメール(様式17)で依頼する。  
同時に監督職員にもメールを送信する。
- 2 メールを受け付けた夢洲基地は受付処理簿に転記の後、受注者(現場代理人)及び監督職員に受付受理通知をメールで返信する。
- 3 受付受理の返信がない場合は、必ず夢洲基地へ確認する。

## 例外的手続き

- 1 搬入日の1週間前以降当日の午後3時までの間は、夢洲基地に電話連絡し、夜間搬入の体制ができていない日のみ土砂受入可能とし、速やかに、追加用の様式を用いメール(様式18)で依頼する。
- 2 通常の手続きにより連絡通知を完了した後、搬入トラック台数に変更が生じた場合は、速やかに、台数変更用の様式を用いメール(様式19)で依頼する。
- 3 受付受理の返信がない場合は、必ず夢洲基地へ確認する。

**夢洲基地連絡先**

【名称】 一般財団法人 環境事業協会

【電話】 06-6136-7116

【FAX】 06-6136-7121

【許可証発行メールアドレス】 [shinsei@osakazando.jp](mailto:shinsei@osakazando.jp)

【夜間搬入用メールアドレス】 [yakan@osakazando.jp](mailto:yakan@osakazando.jp)